公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「、第一号」の下に「及び第三号から第六号までのいずれか」を加え、「四百三十三円」を「一人につき二百十七円」に改め、「から第五号までのいずれか」を削り、「二百十七円（学校医等に第一号に該当する者がない場合にあつては、そのうち一人については三百六十七円）」を「三百三十四円」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第六条の二第二項第一号中「十万四千九百五十円」を「十万五千百三十円」に改め、同項第二号中「五万七千三十円」を「五万七千百十円」に改め、同項第三号中「五万二千四百八十円」を「五万二千五百七十円」に改め、同項第四号中「二万八千五百二十円」を「二万八千五百六十円」に改める。

別表中

五、一三三円	六、〇八三円	七、八四五円	九、四九〇円	一〇、七四三円	一一、六〇八円
六、一一〇円	六、一三〇円	七、八九三円	九、五二〇円	一〇、七六三円	一一、六三〇円
六、一四八円	六、一五〇円	七、九二〇円	九、五四八円	一〇、七九三円	一一、六五八円
六、一八六円	六、一七〇円	七、九四八円	九、五七六円	一〇、八二三円	一一、六八六円
六、二二三円	六、二〇〇円	七、九七五円	九、六〇三円	一〇、八五三円	一一、七一三円
六、二六〇円	六、二三〇円	八、〇〇三円	九、六三〇円	一〇、八八二円	一一、七四二円
六、二九八円	六、二六〇円	八、〇三二円	九、六五八円	一〇、九一二円	一一、七七二円
六、三三五円	六、二九〇円	八、〇六〇円	九、六八五円	一〇、九四二円	一一、八〇二円
六、三七三円	六、三二〇円	八、〇八九円	九、七一三円	一〇、九七二円	一一、八三二円
六、四一〇円	六、三五〇円	八、一一八円	九、七四二円	一一、〇〇二円	一一、八六二円

を

五、一三三円	六、〇八三円	七、八四五円	九、四九〇円	一〇、七四三円	一一、六〇八円
五、一七〇円	六、一三〇円	七、八九三円	九、五二〇円	一〇、七六三円	一一、六三〇円
六、一四八円	六、一五〇円	七、九二〇円	九、五四八円	一〇、七九三円	一一、六五八円
六、一八六円	六、一七〇円	七、九四八円	九、五七六円	一〇、八二三円	一一、六八六円
六、二二三円	六、二〇〇円	七、九七五円	九、六〇三円	一〇、八五三円	一一、七一三円
六、二六〇円	六、二三〇円	八、〇〇三円	九、六三〇円	一〇、八八二円	一一、七四二円
六、二九八円	六、二六〇円	八、〇三二円	九、六五八円	一〇、九一二円	一一、七七二円
六、三三五円	六、二九〇円	八、〇六〇円	九、六八五円	一〇、九四二円	一一、八〇二円
六、三七三円	六、三二〇円	八、〇八九円	九、七一三円	一〇、九七二円	一一、八三二円
六、四一〇円	六、三五〇円	八、一一八円	九、七四二円	一一、〇〇二円	一一、八六二円

に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の第一条第三項（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

2　施行日から平成三十年三月三十一日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額についての改正後の第一条第三項の規定の適用については、同項中「第一号及び」とあるのは「第一号に該当する扶養親族については三百三十四円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき二百六十七円（学校医等に第一号に該当する者がない場合にあつては、そのうち一人については三百三十四円）を、」と、「を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十四円」とあるのは「（学校医等に第一号に該当する者及び第二号に該当する扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人については三百円）」とする。

第三条　改正後の第六条の二第二項の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

第四条　改正後の別表の規定は、平成二十八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

文部科学大臣　松野　博一
内閣総理大臣　安倍　晋三

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十九号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八千七百円」を「八千八百円」に改め、同条第二項中「に該当する扶養親族については四百三十三円を、第二号から第五号まで」を「及び第三号から第六号まで」に、「（協力援助者に第一号に該当する者がない場合にあつては、そのうち一人については三百六十七円）」を「を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十三円」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第四条の二第二項第一号中「十万四千九百五十円」を「十万五千百三十円」に改め、同項第二号中「五万七千三十円」を「五万七千百十円」に改め、同項第三号中「五万二千四百八十円」を「五万二千五百七十円」に改め、同項第四号中「二万八千五百二十円」を「二万八千五百六十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第三条第一項及び第二項（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付の事由が生じた給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で施行日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

3　施行日から平成三十年三月三十一日までの期間に給付の事由が生じた給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で当該期間について支給すべきものについての改正後の第三条第二項の規定の適用については、同項中「第一号及び」とあるのは「第一号に該当する扶養親族については三百三十三円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき二百六十七円（協力援助者に第一号に該当する者がない場合にあつては、そのうち一人については三百三十三円）を、」と、「を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十三円」とあるのは「（協力援助者に第一号に該当する者及び第二号に該当する扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人については三百円）」とする。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三